

令和元年度加美町農業委員会
第4回定例総会議事録

令和元年7月25日（木）

加美町小野田支所2階会議室

加美町農業委員会

令和元年度第4回定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年7月25日(木)午後1時30分～午後2時10分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	千 葉 連 悦
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	伊 藤 登 喜 子
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 信 幸
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 欠席委員(1名)

委 員	4番	畠 山 義 信
-----	----	---------

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第7号 非農地証明書の交付について
- 日程第5 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第6 報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 日程第7 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第12号 農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第4回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第4回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（三浦泉会長） 本日は第4回定例総会にお集まり頂きましてありがとうございます。午後から急に暑くなり、梅雨明けかと思われましたがまだ明けていないとの事です。ですがいずれ2～3日中の事でしょう。

さて、先般7月11日に大崎管内の認定協の総会がございました。その後、昨年も東北フォーラムに参加しましたが、北海道大学大学院の野口教授のもとスマート農業についての基調講演がございました。現状は皆さんご存知のとおり高齢化による担い手不足、全国平均が67歳のところ県内は65歳となっており、このままいくと荒廃農地の増加が懸念されるところでございます。そういった中で今回の講演では、ロボット化、或いはドローンの活用、最近では草刈り機のロボットが開発されているとの事で、昨年講演を聞いた時はまだ先の事かと思っておりましたが、この1年間で現実味を帯びてきたなと私自身感じました。

我々農業委員会は荒廃農地をなくす為の委員会でございますので、スマート農業が孫や子の時代以前にやってくるのかなと思います。そしてそういった時代に入っていく中でもやはり一番は身体が資本ですので、自分の健康に注意して頑張ってください。

本日も慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくをお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。4番 畠山義信委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番 小山京子委員、12番 佐々木信幸委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第7号 非農地証明書の交付について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第7号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第7号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。令和元年7月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

7月分の非農地証明願は3件でございました。

1件目

願出人 A氏 加美町字芋沢家ノ下…番地

所在地 字芋沢家ノ下…番の田

現状 宅地

面積 61㎡

国土調査時において田と登記されましたが、願出人の父が昭和55年頃に農地転用許可を得ないまま車庫を建築し、現在に至っているものでございます。相続手続きを行う中で地目が田であることが判明し、今回の願出となったものです。

2 件目

願出人 B氏 大衡村大衡字大童…番地

所在地 字町裏…番及び…番の田

現状 宅地

面積 合計 4 5 8 m²

昭和 5 1 年 3 月に農地法第 5 条転用許可を受け住宅敷地として使用していましたが、地目変更登記を行わず現在に至っているものでございます。

3 件目

願出人 C氏 城生字館ノ内…番地

所在地 城生字金成…番の田

現状 宅地

面積 3 1 m²

昭和 5 2 年 2 月に農地法第 5 条転用許可を受け宅地として使用していますが、地目変更登記を行わず現在に至っているものでございます。

尚、3 件とも 7 月 1 6 日の現地調査時、担当委員さん方による現地確認の後、証明書を発行しております。

[以上 3 件の非農地証明書交付について説明。]

* 議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「はい」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） はい、7 番 三嶋委員。

* 7 番（三嶋秀二郎委員） はい。転用許可は一度受けたものに期限はあるのでしょうか。

* 事務局（鎌田裕之次長） はい。農地転用の許可につきましては期限というものはございません。転用許可を受けられた方がすみやかに申請の内容に従って事業を行っていただくのが基本ですが、稀に許可を取ったもののそのまま放置されるケースも見られます。原則として、4 条ではその後その土地を違うものに活用するとなった場合、改めて転用許可を取っていただくということになります。5 条の場合ですと、現状はそのままで所有権だけ移転してしまっているケースがあります。その場合新たにその土地を別に活用する場合には、現状は農地ですので農地法の適用を受ける前提で、改めて許可申請を取っていただくというのが基本となります。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第7号を終了いたします。

日程第5 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。令和元年7月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の賃貸借の合意解約は19件でございます。

申請番号1

貸人 D氏

借人 E氏

所在地 字鹿島西の田 外4筆

面積 11,988㎡

基盤強化促進法

申請番号2

貸人 F氏

借人 E氏

所在地 字要害の田 外1筆

面積 2,321㎡

基盤強化促進法

申請番号3～19 借人であるH氏が法人化した為、貸直しをしたもの

貸人 G氏 外16名

借人 H氏

所在地 字中原北の田 外67筆

面積 108,705㎡

基盤強化促進法

[以上19件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございま

せんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第8号を終了いたします。

日程第6 報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第9号、農地転用許可後の工事完了報告について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和元年7月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地転用許可後の工事完了報告は4件でございます。順番は報告のあった日付、種別、許可日、指令番号の順となっております。

報告書番号1

一般個人住宅 字矢越…番地

面積 392㎡

平成27年3月18日許可

報告書番号2

太陽光発電設備設置 字原反目…番

面積 2,278㎡

平成28年9月26日許可

報告書番号3

太陽光発電設備設置 字原反目…番

面積 573㎡

平成28年9月26日許可

報告書番号4

ボーリング調査 字照井浦…番

面積 449.30㎡

令和元年5月27日許可

[以上4件の工事完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございま

せんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第9号を終了いたします。

日程第7 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年7月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。
今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

申請番号1

渡人 I氏

受人 J氏

申請地 字照井浦の田

面積 210㎡

隣接する農地所有者へ贈与するもの

申請番号2

渡人 K氏

受人 L氏

申請地 木舟字前田の畑 外7筆

面積 5,567㎡のうち持分面積1,518.86㎡

共有者であるL氏へ贈与するもの

申請番号3

渡人 M氏

受人 N氏

申請地 字原南原の畑

面積 1,326㎡

後継者へ贈与するもの

[以上3件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当

委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号1番について4番 畠山義信委員が欠席の為、事務局より報告をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） はい。畠山委員が欠席の為、事務局より報告します。
調査内容としまして、令和元年7月12日に調査をまいりました。譲渡人・譲受人に現地を確認してもらい自宅にて聴取り調査をした結果、地域調和要件に支障ないものと判断してまいりました。

*議長（三浦泉会長） では申請番号2番について2番 澁谷幹男委員をお願いします。

*2番（澁谷幹男委員） はい。2番 澁谷です。令和元年7月14日、譲渡人・譲受人に聴取り調査を行い現地確認の結果、地域調和要件に支障ないものと判断してまいりました。この件に関しまして、K氏はL氏の妹になるという事を補足説明いたします。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年7月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

譲渡人 O氏 加美町四日市場字田尻…番地
譲受人 P氏 大崎市古川塚目字屋敷…番地…号
申請地 加美町四日市場字田尻…番の田
面積 320㎡
事業資金 自己資金…万円 銀行融資…万円 うち土地代…万円
事業計画 令和元年8月1日着工、令和2年2月1日完成予定
売買により住宅を建築、あわせて駐車場及び庭等の整備を行うもの

本案件は、本年1月の定例総会に農業振興地域整備計画変更案件として上程されたものであります。

申請地は、加美町役場から東南に約2.7kmに位置しております。鳴瀬小学校近接の集落内に介在する農地でありまして、周囲には大区画の圃場整備地区が広がっておりますがそれらからは宅地等により分断された状態となっております。

第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農業公共投資の対象になっていない小集団(0.1ha)の生産性の低い農地でありますことから、第2種農地と判断される農地となっております。

譲受人は、他に近隣の田2か所を候補地として検討したとのことですが、条件が合わず最終的に申請地を取得することとしたとのことであり、やむを得ないものと判断されるものであります。

申請番号2

譲渡人 Q氏 東京都中野区中野一丁目…番…号
譲受人 R氏 加美町宮崎字町…番地
申請地 加美町宮崎字屋敷七番…番の畑
面積 364㎡
事業資金 自己資金…万円 うち土地代…万円
事業計画 令和元年9月1日着工、令和元年9月20日完成予定
売買により駐車場及び家庭菜園とするもの

申請地は加美町役場宮崎支所の南西約600mに位置しており、宮崎市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地でありますことから、第3種農地と判断される農地となっております。

[以上2件の許可申請について説明]

*議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番から申請番号2番について、14番尾形徳夫委員お願いします。

*14番(尾形徳夫委員) はい。14番 尾形です。5条転用に係る現地調査についてご報告いたします。7月16日、中村委員、畠山委員、太田局長、鎌田次長、私の5名で調査を行ってまいりました。

申請番号1番については、申請人で譲受人の立会いのもとで実施いたしました。申請地は四日市場田尻で小学校を有する集落内の農地であり、周囲には水田地帯が

広がりますが宅地等により分断されておりますので、農地区分は第2種農地と判断いたしました。現在賃貸住宅に居住する譲受人が申請地を取得・転用し、居宅を建築しようとするものであります。居宅地・駐車場に盛土は行わず、雨水は道路側の側溝へ、生活排水は下水道へ接続するとのことでした。現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。

申請番号2番については、申請人立会いのもとで実施いたしました。申請地は宮崎屋敷。宮崎市街に連続する「公益的施設が連たんしている区域」にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。申請人が宅地・建物を購入しましたが、駐車スペースがないため空き地を譲ってもらい、車4台の駐車場と家庭菜園を整備するとのことでした。駐車場には盛土はせず砂利を敷きまして、雨水は自然浸透するため支障はないと思われまます。現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 申請番号2番についてですが、申請人が宅地・建物を購入したとありましたが、番地ではどの位置になるのでしょうか。

*事務局（鎌田裕之次長） はい。申請人が購入した宅地ということですが、40ページ公図の写しの中ですと…番地ということになります。41ページの配置図に「R氏自宅」ということで表記しております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第12号 農用地利用集積計画

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第12号、農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第12号、農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。令和元年7月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農用地利用集積の審議は、賃貸借28件でございます。

申請番号1

渡人 D氏
受人 S氏
申請地 字鹿島西の田 外4筆
面積 11,988㎡
権利移動の種別 賃貸借
賃料 1反歩 …円

申請番号2

渡人 F氏
受人 S氏
申請地 四日市場字要害の田 2筆
面積 2,321㎡
権利移動の種別 賃貸借
賃料 1反歩 …円

申請番号3～28

H氏が家族経営を法人化し、新しい法人へ貸替えするもの

渡人 T氏 外26名
受人 株式会社 U社 代表取締役 H氏
申請地 字道端屋敷の田 外104筆
面積 計164,082㎡
権利移動の種別 賃貸借
賃料 1反歩 …円

以上28案件で、田110筆・畑2筆 面積178,391㎡

これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上28件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） U社の経営面積の項目が空欄になっていますが、記載の必要はないのですか。

*事務局（猪股雅敬主事） はい。U社は今回新しく法人化しましたので、まだ0からの経営面積となっております。今から借受して今回の審議が通れば、次回の案件からこの経営面積がこのまま計上されるということになります。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第8号、農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第4回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時10分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年7月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 小 山 京 子

署名委員 佐々木 信幸